

導入促進基本計画（高槻市）

1 先端設備等の導入の促進の目標

（１）地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

本市は、昭和２０年代後半から、電気や機械を中心とした企業の進出が始まり、国道１７１号沿道を中心とした幹線道路沿いに食品加工や医薬などの大規模製造業等が立地し、周辺には中小の製造業の集積が形成されている。

近年では、新名神高速道路の高槻ジャンクション・インターチェンジの供用開始と神戸－高槻間の開通に伴い、市中部から南部地域にかけて物流施設の立地が増加し、企業のロジスティクスを支える基盤となっている。

また、本市の中心市街地は、約３５万人の人口を背景に、多様な都市機能、店舗、事業所などが集積しており、特に飲食・サービス業は府内でも有数の商業地域のとして、市内外から多くの来街者で賑わっている。

しかしながら、わが国全体が少子高齢化、人口減少社会に入中、本市においても、長期的には、生産年齢人口を中心とする人口減少が予測されており、人口減少及び労働力人口の減少に対して適切に対策を講じていく必要がある。中でも、大企業に比べ、規模や知名度において総じて不利な状況にある中小企業者においては、現在も、深刻な人材不足に直面していることから、地域経済の維持・拡大のためには、労働生産性を向上させることが継続的な課題となっている。

（２）目標

中小企業者の先端設備等の導入を促進し、地域経済の更なる発展を実現するために、本計画期間の２年間で、４０件程度の先端設備等導入計画の認定を目標とする。

（３）労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した中小事業者の労働生産性（中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。）が年率３％以上向上することを目標とする。

2 先端設備等の種類

生産性向上のための設備投資を最大限支援するため、中小企業等経営強化法施行規則第７条第１項に定める先端設備等全てとする。

3 先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

（１）対象地域

市内中小企業者の事業所は市全域に立地していることから、本計画の対象区域は市内全域とする。

（２）対象業種・事業

市内中小企業者の全ての業種において深刻な人材不足に直面していることから、本計画の対象業種は全業種とする。

また、中小企業者の生産性向上に向けた取組は、新技術・新商品の開発、自動化の推進、ＩＴ導入による業務効率化、省エネルギーの推進等、多様な事業、方法が想定されることから、本計画の対象事業は、労働生産性が年率３％以上に資すると見込まれる全ての事業とする。

ただし、「５ 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項」に掲げる事項を除く。

４ 計画期間

（１）導入促進基本計画の計画期間

令和７年４月１日から令和９年３月３１日までとする。

（２）先端設備等導入計画の計画期間

３年間、４年間又は５年間とする。

５ 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

- ①人員削減を目的とした取組を先端設備等導入計画の認定の対象としない等、雇用の安定に配慮する。
- ②公序良俗に反する取組や、反社会的勢力との関係が認められるものについては先端設備等導入計画の認定の対象としない等、健全な地域経済の発展に配慮する。
- ③市税滞納者に係る先端設備等導入計画は、特段の事情がある場合を除き、認定の対象としない。
- ④風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和２３年法律第１２２号）第２条に規定する「風俗営業」、「性風俗関連特殊営業」及び「接客業務受託営業」を営むものは、認定の対象としない。
- ⑤その他、市長が不適当と認めるものは、認定の対象としない。